

中華人民共和國專利法實施細則

(2001年6月15日、中華人民共和國國務院令第306号が公布 2002年12月28日の「『中華人民共和國專利法實施細則』の改正に関する國務院の決定」に基づく第一次改定 2010年1月9日の「『中華人民共和國專利法實施細則』の改正に関する國務院の決定」に基づく第二次改定 2023年12月11日の「『中華人民共和國專利法實施細則』の改正に関する國務院の決定」に基づく第三次改定)

第一章 總則

第一條 「中華人民共和國專利法」(以下「專利法」と略称する)に基づき、本細則を制定する。

第二條 專利法と本細則に規定する各種の手續は、書面形式又は國務院專利行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。記載された内容を、電子データ交換等の方法で有形的に表示することができ、且つ審査用のデータメッセージ(以下、電子形式という)で隨時読み出すことができるものは、書面形式とみなす。

第三條 專利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語であって、統一的な中国語訳が無いものについては、その原文を注記しなければならない。

專利法及び本細則の規定に基づいて提出される各種の証明書及び證明書類が外国語によるものであって、國務院專利行政部門は必要と認める場合、指定の期限内に中国語訳文を追加で送付するよう当事者に要求することができる。期限が満了になっても追加で送付されなかった場合には、当該証明書及び證明書類が提出されなかったものとみなす。

第四條 國務院專利行政部門に郵送される各種書類は、投函した消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することができる場合を除き、國務院專利行政部門が受け取った日付を提出日とする。

電子形式で國務院專利行政部門に各種書類を提出する場合、國務院專利行政部門が指定する特定の電子システムにログインした日付を提出日とする。

國務院專利行政部門による各種の書類は、電子形式、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。当事者が專利代理機關に委任している場合は、書類を專利代理機關宛てに送付する。專利代理機關に委任していない場合は、書類は願書に指定された連絡人宛てに送付する。

國務院專利行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日から起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。当事者が提供した証拠が、書類を實際に受領した日付を証明できるものである場合は、實際の受領日を基準とする。

國務院專利行政部門の規定によって直接交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。

書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することができる。公告の日から起算して満1ヶ月を以って当該文献が既に送達されたものとみなす。

国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種書類は、当事者が認められた電子システムにログインした日付を送達日とする。

第五条 専利法及び本細則で規定する各種期限の開始の当日は期限に算入せず、翌日から算入するものとする。期限を年又は月を以って計算する場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に対応する日がない場合は、その月の最終日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。

第六条 当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限又は国務院専利行政部門から指定された期限に間に合わなかったため、その権利が喪失した場合は、障碍の解消された日から起算して2ヶ月以内、且つ期限の満了日から起算して2年以内に、国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。

前項に規定する状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限又は国務院専利行政部門から指定された期限に間に合わなかったため、その権利が喪失した場合、国務院専利行政部門の通知を受け取った日から起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。ただし、復審請求の期限に間に合わなかった場合は、復審請求の期限の満了日から起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。

当事者が本条第一項又は第二項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利喪失前に行うべき関連手続を完了しなければならない。本条第二項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費用を納付しなければならない。

当事者が、国務院専利行政部門から指定された期限の延長を申請する場合は、期限の満了日までに国務院専利行政部門に期限延長申請書を提出し、理由を説明し、かつ関連の手続を取らなければならない。

本条第一項及び第二項の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第七十四条に規定する期限には適用しない。

第七条 専利出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防専利機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院専利行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある専利出願は、適時に国防専利機関に移行して審査を行わなければならない。国防専利機関の審査において、拒絶理由が発見されなかった場合、国務院専利行政部門より国防専利権の付与決定を行う。

国務院専利行政部門は、その受理した発明又は実用新案の専利出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持専利出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持専利出願の審査、復審及び機密保持専利権の無効宣告にかかわる特別手続については、国務院専利行政部門が規定する。

第八条 専利法第十九条にいう中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明又は実用新案を指す。

機関又は個人が、中国において完成した発明又は実用新案を以って外国に専利出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院専利行政部門に機密保持審査を請求しなければならない。

(一) 外国に専利を直接出願する又は関連する外国機関に専利の国際出願を提出する場合、事前に国務院専利行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳細に説明しなければならない。

(二) 国務院専利行政部門に専利を出願した後外国に専利を出願する又は関連する外国機関に専利の国際出願を提出する場合、外国に専利を出願する又は関連する外国機関に専利の国際出願を提出する前に国務院専利行政部門に請求を申し立てなければならない。

国務院専利行政部門に専利の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したものとみなされる。

第九条 国務院専利行政部門は、本細則第八条の規定に基づいて提出された請求を受け取った後、審査の結果、当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、請求提出日から起算して2ヶ月以内に出願人に機密保持審査通知を発送しなければならない。状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。

国務院専利行政部門は、前項の規定に従い機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて、請求が提出された日から起算して4ヶ月以内に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。

第十条 専利法第五条にいう国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律に禁止される発明創造を含まない。

第十一条 専利を出願する場合は、誠実、信用の原則に則らなければならない。各種専利出願をする場合は、真の発明の創造活動に基づくものとし、虚偽を弄してはならない。

第十二条 専利法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、専利法にいう出願日とは、優先権を有するものについては優先権主張日を指す。

本細則にいう出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法第二十八条に規定する出願日を指す。

第十三条 専利法第六条にいう、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、次を指す。

(一) 本来の職務の中で行った発明創造。

(二) 所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造。

(三) 定年退職後、元の所属機関から離れた後又は労働、人事関係終止後の1年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関連のある発明創造。

専利法第六条にいう所属機関には、一時的な勤め先を含む。専利法第六条にいう所属機関の物質的技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原資料、又は一般的に開示されていない技術情報及び資料等を指す。

第十四条 専利法にいう発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質的・技

術的条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事した者は、発明者又は考案者ではない。

第十五条 専利法第十条の規定に基づいて専利権を譲渡する場合を除き、専利権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関連証明書類又は法的書類を以って、国務院専利行政部門で専利権移転手続を取らなければならない。

専利権者が他者と締結した専利実施許諾契約は、契約発効の日から起算して3ヶ月以内に、国務院専利行政部門に届け出なければならない。

専利権を以って質権を設定する場合、質権設定者と質権者は共同で、国務院専利行政部門で質権設定登録を行わなければならない。

第十六条 専利業務は、党および国家の知的財産戦略を徹底的に遂行し、我が国の専利創造、運用、保護、管理及びサービスレベルを引き上げ、全面的なイノベーションを支援し、イノベーション型国家の建設を促進するものでなければならない。

国務院専利行政部門は、専利情報の公共サービス能力を引き上げ、完全に、正確に、速やかに専利情報を公表し、専利の基礎データを提供し、専利の関連データ資源の開示及び共有、相互利用を促進しなければならない。

第二章 専利の出願

第十七条 専利を出願する際は、国務院専利行政部門に出願書類を提出しなければならない。出願書類は、規定の要求に合致しなければならない。

出願人が専利代理機関に委任して国務院専利行政部門に専利を出願し又はその他の専利事務を行う場合は、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。

出願人が2人以上でかつ専利代理機関に委任していない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表者とする。

第十八条 専利法第十八条第一項の規定に基づき、専利代理機関に委任して中国で専利を出願しそしてその他専利業務を行う場合、下記に挙げる業務に係る場合は、出願人又は専利権者は自ら行うことができる。

(一) 出願が優先権を主張する場合、最初に提出した専利出願（以下「先願」と略称する）の書類の副本を提出する。

(二) 費用の納付

(三) 国務院専利行政部門によって規定されたその他の業務。

第十九条 発明、実用新案又は意匠の専利出願の願書には、下記に挙げる事項を明記しなければならない。

(一) 発明、実用新案又は意匠の名称

(二) 出願人が中国の機関又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、統一社会信用コード又は身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍又は登録した国又は地域。

(三) 発明者又は考案者の氏名

(四) 出願人が専利代理機関に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する専利弁理士の氏名、専利弁理士の資格証番号、連絡先電話番号

(五) 優先権を主張する場合、先願の出願日、出願番号及び元の受理機関の名称

(六) 出願人又は専利代理機関の署名又は捺印

(七) 出願書類のリスト

(八) 添付書類のリスト

(九) その他、明記すべき関連事項。

第二十条 発明又は実用新案専利出願の明細書には、発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。同名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には、下記に挙げる内容が含まれていなければならない。

(一) 技術分野：保護を求める技術方案の属する技術分野を明記する。

(二) 背景技術：発明、実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。

(三) 発明の内容：発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題及びその技術的課題を解決するために採用した技術方案を明記し、さらに従来技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。

(四) 図面の説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。

(五) 具体的な実施形態：発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。

発明又は実用新案専利の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約できかつ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることができるものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、かつ明細書の各部分の最初に表題を明記しなければならない。

発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならず、また「請求項…に記載する…であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。

発明専利出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれている場合、明細書に国務院専利行政部門の規定に合致する配列表を含めなければならない。

実用新案専利出願の明細書には、保護を請求する物品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。

第二十一条 発明又は実用新案の一枚以上の添付図面は「図 1、図 2、…」の順に番号を振って並べなければならない。

発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類において、同一の構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。

添付図面には、必要な字句を除き、その他の注釈があってはならない。

第二十二条 請求の範囲には、発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

請求の範囲に複数の請求項がある場合は、アラビア数字で番号を振らなければならない。

請求の範囲で使用する科学技術用語は、明細書中で使用されている科学技術用語と一致していなければならない。化学式又は数式があってもよいが、図面を挿入してはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書…の部分に記載されたように」又は「図面…に示すように」等の表現を使用してはならない。

請求項中の技術的特徴は、明細書添付図面中の対応する記号を引用することができ、当該記号は、請求項の理解に資する為に、対応する技術的特徴の後の括弧内に置かなければならない。添付図面の記号は請求項を限定するものと解してはならない。

第二十三条 請求の範囲は独立項を有しなればならず、従属項を有してもよい。

独立項は、発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的課題を解決する必要な技術的特徴を記載しなければならない。

従属項では付加的な技術的特徴を用い、引用する請求項を更に限定しなければならない。

第二十四条 発明又は実用新案の独立項は前提部と特徴部を備え、下記に挙げる規定に基づいて作成しなければならない。

(一) 前提部：保護を請求する発明又は実用新案の技術方案の主題の名称及び発明又は実用新案の主題と、最も近い従来技術と共通する必要な技術的特徴を明記する。

(二) 特徴部分：「…を特徴とする」又はこれに類似する用語を用い、最も近い従来技術と相違する発明又は実用新案の技術的特徴を明記する。これらの特徴と、前提部に明記する特徴とを合わせて、発明又は実用新案が保護を求める範囲を限定する。

発明又は実用新案の性質上、前項の方式によって表現することが適さない場合、独立項をその他の方式で作成してもよい。

一つの発明又は実用新案の独立項は一つのみとし、かつ同一の発明又は実用新案の従属項の前に記載するものとする。

第二十五条 発明又は実用新案の従属項は、引用部分と限定部分を備え、下記に挙げる規定に基づいて作成しなければならない。

(一) 引用部分：引用する請求項の番号と主題の名称を明記する。

(二) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。

従属項は、その前の請求項しか引用できない。2つ以上の請求項を引用する多項従属項は、択一的にその前の請求項を引用し、かつ他の多項従属項の基礎としてはならない。

第二十六条 要約書には、発明又は実用新案専利出願が開示する内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術課題、同課題を解決するための技術方案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。

要約書には、発明を最も説明できる化学式を含ませることができる。添付図面のある専利出願は、更に願書において当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明することができる明細書添付図面を要約書添付図面として指定しなければならない。要約書には、商業的な宣伝用語を用いてはならない。

第二十七条 専利出願する発明が新しい生物資料に係り、当該生物資料が一般に入手できないものであり、かつ当該生物資料に対する説明が、当該分野の技術者にその発明を実施させるに

は十分でない場合は、専利法と本細則の関連規定に合致する他に、出願人は下記に挙げる手続も取らなければならない。

(一) 出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権主張日を指す）に、当該生物資料のサンプルを国務院専利行政部門に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は出願日から起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。期限が満了になっても証明書が提出されなかった場合は、当該サンプルが寄託されなかったものとみなす。

(二) 出願書類の中で、当該生物資料の特徴に関する資料を提供する。

(三) 生物資料サンプルの寄託に関わる専利出願は、願書及び明細書中に当該生物資料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物資料を寄託した機関の名称、住所、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日から起算して4ヶ月以内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、寄託がされなかったものとみなす。

第二十八条 発明専利の出願人が、本細則第二十七条の規定に基づいて生物資料のサンプルを寄託した場合、発明専利出願が公開された後、機関又は個人が当該専利出願に関わる生物資料を実験目的で使用する必要がある場合、いずれも国務院専利行政部門に申請を提出し、下記に挙げる事項を明記しなければならない。

(一) 請求人の氏名又は名称及び住所

(二) 他の如何なる人にも当該生物資料を提供しない旨の保証

(三) 専利権が付与されるまでに、実験目的でのみ使用する旨の保証。

第二十九条 専利法でいう遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝機能単位を含みながら実際の又は潜在的な価値を有する材料及びそのような材料の使用から得られる遺伝情報をいう。特許法にいう「遺伝資源に依存して完成した発明創造」とは、発明創造が遺伝資源の遺伝機能を利用して完成したことをいう。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について専利を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院専利行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

第三十条 出願人は各意匠物品において保護を求める内容について関連する図面又は写真を提出しなければならない。

部分意匠専利を出願する場合、物品全体の正投影図を提出したうえ、破線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める部分の内容をはっきりと表さなければならない。

出願人は色の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。

第三十一条 意匠の簡単な説明において、意匠物品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面又は写真を一枚指定しなければならない。正投影図を省略する又は色の保護を求める場合は、簡単な説明にその旨を明記しなければならない。

同一の物品における複数の類似意匠を一つの意匠専利として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。

部分意匠専利を出願する場合、簡単な説明において保護を求める部分を明記しなければならないが、物品全体の正投影図において破線と実線の組み合わせの方法ではっきりと表している場合はこの限りではない。

簡単な説明において商業的な宣伝用語を用いたり、物品の性能の説明をしてはならない。

第三十二条 国務院専利行政部門は必要と認めた場合、意匠を使用する物品のサンプル又は模型を提出するよう意匠専利出願人に要求することができる。サンプル又は模型の体積は30cm×30cm×30cmを超えてはならず、重量は15kgを超えてはならない。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物をサンプル又は模型として提出してはならない。

第三十三条 専利法第二十四条第（二）号にいう中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録された又はそれに認められた国際博覧会を指す。

専利法第二十四条第（三）号にいう学術会議又は技術会議とは、国務院の関連主管部門又は全国的な学術団体組織が開催する学術会議又は技術会議、及び国務院関連主管部門が認可した国際組織によって開催される学術会議又は技術会議を指す。

専利を出願する発明創造に専利法第二十四条第（二）号又は第（三）号に挙げた状況がある場合、出願人は専利出願の提出時に声明し、かつ出願日から起算して2ヶ月以内に、関連する発明創造が既に展示された又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。

専利を出願する発明創造に専利法第二十四条第（一）号又は第（四）号に挙げた事情がある場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、指定期限内に証明書類を提出するよう出願人に要求することができる。

出願人が、本条第三項の規定に基づいて声明及び証明書類を提出しなかった、又は本条第四項の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願には専利法第二十四条の規定を適用しないものとする。

第三十四条 出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先願書類の副本は元の受理機構の証明を受けたものでなければならない。国務院専利行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院専利行政部門が電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願書類の副本を提出したものとみなされる。国内優先権を主張し、出願人が願書において先願の出願日及び出願番号を明記した場合は、先願書類の副本が提出されたとみなされる。

優先権を主張するが、願書において先願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうちの一又は二の内容について記載漏れ又は記載ミスがあった場合、国務院専利行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限が満了になっても補正がなされなかった場合、優先権が主張されなかったものとみなす。

優先権を主張する出願人の氏名又は名称が、先願書類の副本に記載された出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明資料を提出しなければならない。当該証明資料を提出しない場合、優先権を主張していないものとみなす。

意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張し、その先願に意匠の簡単な説明が含まれていないが、出願人が本細則第三十一条の規定に基づいて提出した簡単な説明が、先願書類における図面又は写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。

第三十五条 出願人は、一つの専利出願において一つ又は複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、同出願の優先権の期限は最も早い優先権主張日より起算する。

発明又は実用新案専利の出願人が国内優先権を主張し、先願が発明専利の出願である場合は、同一の主題について発明又は実用新案の専利を出願することができる。先願が実用新案専利の出願である場合は、同一の主題について実用新案又は発明の専利を出願することができる。

「意匠専利の出願人が国内優先権を主張し、先願が発明又は実用新案専利の出願である場合は、添付図面に示されるデザインについて同一の主題の意匠専利を出願することができる。先願が意匠専利の出願である場合は、同一の主題について意匠専利を出願することができる。ただし、後願を提出するにあたり、先願の主題が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、国内優先権主張の基礎としてはならない。

- (一) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合
- (二) 既に専利権が付与されている場合
- (三) 規定によって提出した分割出願に該当する場合

出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後願が提出された日から取り下げられたものとみなす。ただし、意匠専利の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを主張する場合は、この限りではない。

第三十六条 出願人が、専利法第二十九条に規定された期限を超えて、国務院専利行政部門に同一の主題について発明又は実用新案専利の出願を行った場合に、正当な理由があれば、期限の満了日から起算して2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。

第三十七条 発明又は実用新案専利の出願人が優先権を主張している場合、優先権主張日から起算して16ヶ月以内又は出願日から4ヶ月以内に、請求書において優先権主張について追加又は訂正することができる。

第三十八条 中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が専利を出願し又は外国優先権を主張する場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、下記に挙げる書類の提出を要求することができる。

- (一) 出願人が個人の場合、その国籍の証明
- (二) 出願人が企業又はその他の組織である場合は、その登録した国又は地域の証明書類
- (三) 中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、同国において専利権、優先権及び専利に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類

第三十九条 専利法第三十一条第一項の規定に基づいて、一つの専利出願として提出することができる、一つの全体的発明の構想に該当する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。ここにいう特定の技術的特徴とは、各発明又は実用新案が全体として従来技術に貢献した技術的特徴を指す。

第四十条 専利法第三十一条第二項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一つの出願として提出する場合、当該物品におけるほかの設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。一つの意匠専利出願における類似意匠は、10 を超えてはならない。

専利法第三十一条第二項にいう同一種別且つ一つの組物として販売される又は使用される物品の二つ以上の意匠とは、各物品が、分類表の中の同一の大分類に属し、慣習的に同時に販売される又は同時に使用され、かつ各物品の意匠が同様の設計構想を有するものを指す。

二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号を、各意匠物品の各図面又は写真の名称の前に付与しなければならない。

第四十一条 出願人は、出願を取り下げる場合、国務院専利行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。

専利出願の取下げ声明が、国務院専利行政部門が専利出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合、出願書類は依然として公開する。ただし、専利出願の取下げ声明はその後に出版される専利公報に公告しなければならない。

第三章 専利出願の審査と認可

第四十二条 初歩審査、実体審査、復審及び無効宣告手続において、審査と審理を行う者が下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、自ら忌避しなければならない、当事者又はその他の利害関係人はその忌避を要求することができる。

- (一) 当事者又はその代理人の近い親族である場合
- (二) 専利出願又は専利権と利害関係がある場合
- (三) 当事者又はその代理人と、公正な審査と審理に影響する可能性があるその他の関係がある場合
- (四) 復審及び無効宣告手続において、かつて元の出願の審査に参加していた場合

第四十三条 国務院専利行政部門は、発明又は実用新案専利出願の願書、明細書（実用新案は添付図面を付さなければならない）及び専利請求の範囲、又は意匠専利出願の願書、意匠の図面又は写真と簡単な説明を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。

第四十四条 専利出願書類が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、国務院専利行政部門はこれを受理せず、出願人に通知する。

- (一) 発明又は実用新案専利の出願に願書、明細書（実用新案に添付図面がない）又は専利請求の範囲が欠けているか、若しくは意匠専利の出願に願書、図面又は写真、簡単な説明が欠けている場合
- (二) 中国語を使用していない場合
- (三) 出願書類の形式が規定に合致しない場合
- (四) 願書中に出願人の氏名又は名称が欠けている、又は住所が欠落している場合
- (五) 明らかに専利法第十七条又は第十八条第一項の規定に合致していない場合
- (六) 専利出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が明確でない、又は確定しがたい場合

第四十五条 発明又は実用新案専利の出願において、請求の範囲、明細書若しくは請求の範囲、明細書の一部の内容に不足がある又は誤って提出されているものの、出願人がその提出日に優先権を主張していた場合、提出日から起算して2ヶ月以内又は国務院専利行政部門が指定する期限内に、先願書類を援用する方式によって追加で提出することができる。追加で提出された書類が関連規定に合致する場合、最初に提出された書類の提出日を出願日とする。

第四十六条 明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がない、又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院専利行政部門から指定された期限内に添付図面を追加で提出する又は添付図面についての説明の取り消しを申し立てなければならない。出願人が添付図面を追加で提出する場合、添付図面を国務院専利行政部門に提出した又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を維持する。

第四十七条 二以上の出願人が、同日（出願日を指す。優先権主張がある場合は、優先権主張日を指す）に、それぞれ同様の発明創造について専利を出願した場合、国務院専利行政部門の通知を受領した後自発的に協議を行い、出願人を確定しなければならない。

同一出願人が、同日に（出願日を指す）に同様の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造について既に他方の専利を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第一項における同様の発明創造について一つの専利権しか付与できないという規定に基づいて処理する。

国務院専利行政部門は実用新案専利権の付与を公告する際に、出願人が本条第二項の規定に基づいて発明専利も同時に申請している旨の説明を公告しなければならない。

審査において、発明専利出願に拒絶理由が発見されなかった場合、国務院専利行政部門は、規定された期限内に実用新案専利権を放棄する旨宣言するよう出願人に通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院専利行政部門は発明専利権の付与決定を行い、かつ発明専利権の付与を公告する際に出願人による実用新案専利権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院専利行政部門は当該発明専利出願を拒絶するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しなかった場合、当該発明専利出願が取り下げられたものとみなす。

実用新案専利権は、発明専利権の付与公告日を持って終了する。

第四十八条 一つの専利出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第六十条第一項に規定する期限が満了するまでに、国務院専利行政部門に分割出願を申し出ることができる。ただし、専利出願が既に拒絶され、取り下げられた又はみなし取下げとされた場合、分割出願を申し出ることにはできない。

国務院専利行政部門は、一つの専利出願が専利法第三十一条と本細則第三十九条又は第四十条の規定に合致しないと考える場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しなかった場合、当該出願が取り下げられたものとみなす。

分割された出願において、元の出願の種別が変更されてはならない。

第四十九条 本細則第四十八条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先権主張日を維持することができるが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。

分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関連手続を取らなければならない。

分割出願の請求書において、原出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。

第五十条 専利法第三十四条と第四十条にいう初歩審査とは、専利出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の形式に合致しているかを指し、さらに下記に挙げる各項を審査する。

(一) 発明専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに該当するか、専利法第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項又は本細則第十一条、第十九条、第二十九条第二項の規定に合致しないものではないか、専利法第二条第二項、第二十六条第五項、第三十一条第一項、第三十三条又は本細則第二十条～第二十四条の規定に明らかに合致しないものではないか。

(二) 実用新案専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに該当するか、専利法第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項又は本細則第十一条、第十九条～第二十二條、第二十四条～第二十六条の規定に合致しないものではないか、専利法第二条第三項、第二十二條、第二十六条第三項、第二十六条第四項、第三十一条第一項、第三十三条又は本細則第二十三條、第四十九条第一項の規定に明らかに合致しないものではないか、専利法第九条の規定によって専利権を取得できないものではないか。

(三) 意匠専利出願が専利法第五条、第二十五条第一項第(六)号に規定する状況に明らかに該当するか、専利法第十七条、第十八条第一項又は本細則第十一条、第十九条、第三十条、第三十一条の規定に合致しないものではないか、専利法第二条第四項、第二十三條第一項、第二十三條第二項、第二十七條第二項、第三十一条第二項、第三十三条又は本細則第四十九條第一項の規定に明らかに合致しないものではないか、専利法第九条の規定によって専利権を取得できないものではないか。

(四) 出願書類が本細則第二条、第三条第一項の規定に合致するか。

国務院専利行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しなかった場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。出願人が意見を陳述した又は補正した後、国務院専利行政部門がなお前項の各規定に合致していないと考える場合、拒絶しなければならない。

第五十一条 専利出願書類を除き、出願人が国務院専利行政部門に提出する専利出願に関連するその他の書類が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、提出されていないものとみなす。

(一) 所定の形式を使用していない又は記入が規定に合致しない場合

(二) 規定に基づいて証明資料を提出していない場合

国務院専利行政部門は提出されていないとみなすという審査意見を出願人に通知しなければならない。

第五十二条 出願人は、その発明専利出願の早期公開を請求する場合、国務院専利行政部門に申し出なければならない。国務院専利行政部門は当該出願について初歩審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに公開しなければならない。

第五十三条 出願人は、意匠を使用する物品及びそれが属する種別を明記する場合は、国務院専利行政部門が公布する意匠物品の分類表を使用しなければならない。意匠を使用する物品の属する種別が明記されていない、又は記載された種別が適切でない場合、国務院専利行政部門は補充又は訂正することができる。

第五十四条 発明専利出願の公開日から専利権付与の公告日まで、如何なる者も専利法の規定に合致しない専利出願について国務院専利行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。

第五十五条 発明専利の出願人は正当な理由があつて専利法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院専利行政部門に申し出て、かつ関連資料を入手した後に追加で提出しなければならない。

第五十六条 国務院専利行政部門は専利法第三十五条第二項の規定に基づいて専利出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。

出願人は、専利出願について繰延審査を請求することができる。

第五十七条 発明専利出願人は、実体審査を請求する際、及び国務院専利行政部門が発行した、発明専利出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明専利出願を自発的に補正することができる。

実用新案又は意匠専利の出願人は、出願日から起算して2ヶ月以内に、実用新案又は意匠専利出願を自発的に補正することができる。

出願人は、国務院専利行政部門が発行した審査意見通知書を受領した後に専利出願書類を補正する場合は、通知書に指摘された不備のみに対して、補正を行わなければならない。

国務院専利行政部門は専利出願書類における文字と記号の明らかな誤りを自発的に補正することができる。国務院専利行政部門が自発的に補正する場合は、出願人に通知しなければならない。

第五十八条 発明又は実用新案専利出願の明細書又は専利請求の範囲の補正部分については、個々の文字の補正又は増減を除き、規定の形式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠専利出願の図面又は写真の補正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。

第五十九条 専利法第三十八条の規定に基づき、実体審査の後に発明専利出願を拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。

(一) 出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に該当する、又は専利法第九条の規定によって専利権を付与できない場合

(二) 出願が専利法第二条第二項、第十九条第一項、第二十二條、第二十六條第三項、第二十六條第四項、第二十六條第五項、第三十一條第一項又は本細則第十一條、第二十三條第二項の規定に合致しない場合、

(三) 出願の補正が専利法第三十三條の規定に合致しない、又は分割出願が本細則第四十九條第一項の規定に合致しない場合

第六十条 国務院専利行政部門が専利権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日から起算して2ヶ月以内に登録手続を取らなければならない。出願人が期限内に登録手続を取った場合、国務院専利行政部門は専利権を付与し、専利証を交付し、公告しなければならない。

期限が満了になっても登録手続が取られなかった場合、専利権を取得する権利が放棄されたものとみなす。

第六十一条 審査において、機密保持専利出願に拒絶理由が発見されなかった場合、国務院専利行政部門は機密保持専利権の付与決定を行い、機密保持専利証書を発行し、機密保持専利権の関連事項について登録しなければならない。

第六十二条 実用新案又は意匠専利権の付与決定が公告された後、専利法第六十六条に規定する専利権者、利害関係人、被控訴人は専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。出願人は、専利権の登録手続を行う際に、専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。

専利権評価報告書の作成を請求する場合は、専利権評価報告請求書を提出し、専利出願番号又は専利番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの専利出願又は専利権に限る。

専利権評価報告書の請求書が規定に合致しない場合、国務院専利行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わなかった場合、請求が提出されなかったものとみなす。

第六十三条 国務院専利行政部門は、専利権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならない。ただし、出願人が専利権登記手続を行う際に専利権評価報告書の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は専利権付与の公告日から起算して2ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。

同一の実用新案又は意匠専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告書の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は評価報告を1式だけ作成する。如何なる機関又は個人も当該専利権評価報告書を閲覧又は複製することができる。

第六十四条 国務院専利行政部門は、専利公告、専利単行本中に存在する誤りについて、発見した場合、速やかに訂正し、かつ行なった訂正について公告しなければならない。

第四章 専利出願の復審と専利権の無効宣告

第六十五条 専利法第四十一条の規定に基づき国務院専利行政部門に復審を請求する場合は、復審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて更に関連する証拠を添付しなければならない。

復審請求が専利法第十八条第一項又は第四十一条第一項の規定に合致しない場合、国務院専利行政部門はこれを受理せず、書面をもって復審請求人に通知するとともに理由を説明する。

復審請求書が規定の形式に合致しない場合、復審請求人は専利復審委員会国務院専利行政部門から指定された期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正がされなかった場合、当該復審請求が提出されなかったものとみなす。

第六十六条 請求人は復審請求する又は国務院専利行政部門の復審通知書に回答する際に、専利出願書類を補正することができる。ただし、補正は拒絶査定又は復審通知書に指摘された不備の解消に限るものとする。

第六十七条 国務院専利行政部門は復審を行った後、復審請求が専利法及び本細則の関連規定に合致していない、又は専利出願にその他専利法及び本細則の関連規定に明らかに違反する状況が存在すると考える場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答がなされなかった場合、当該復審請求が取り下げられたものとみなす。意見が陳述された又は補正された後でも、国務院専利行政部門は依然として専利法と本細則の関連規定に合致していないと考える場合、復審請求を拒絶する旨の復審決定を行わなければならない。

国務院専利行政部門は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関連規定に合致していないと考える場合、又は補正を行った専利出願書類が元の拒絶査定及び復審通知書に指摘された不備が解消されたと考える場合、元の拒絶査定を取り消し、引き続き審査手続を行わなければならない。

第六十八条 復審請求人は、国務院専利行政部門が決定を下すまでは、その復審請求を取り下げることができる。

国務院専利行政部門が決定を下すまでに復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。

第六十九条 専利法第四十五条の規定に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、国務院専利行政部門に専利権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書においては、提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。

前項にいう無効宣告請求の理由とは、専利が付与された発明創造が専利法第二条、第十九条第一項、第二十二條、第二十三條、第二十六條第三項、第二十六條第四項、第二十七條第二項、第三十三條又は本細則第十一条、第二十三條第二項、第四十九條第一項の規定に合致しないか、若しくは専利法第五条、第二十五条に規定する状況に該当するか、又は専利法第九条の規定によって専利権を付与できないことを指す。

第七十条 専利権無効宣告請求書が専利法第十八條第一項又は本細則第六十九条の規定に合致しない場合、国務院専利行政部門はこれを受理しない。

国務院専利行政部門が無効宣告請求について決定を行った後に、再度同様の理由と証拠によって無効宣告が請求された場合、国務院専利行政部門はこれを受理しない。

専利法第二十三條第三項の規定に合致しないことを理由に意匠専利権の無効宣告を請求したものの、権利の衝突を証明する証拠を提出しなかった場合は、国務院専利行政部門はこれを受理しない。

専利権無効宣告請求書が規定の形式に合致しない場合、無効宣告請求人は国務院専利行政部門専利行政部門から指定された期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正がされなかった場合、当該無効宣告請求が提出されなかったものとみなす。

第七十一条 国務院専利行政部門が無効宣告請求を受理した後、請求人は、無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以内であれば理由を追加することができる又は証拠を補充することができる。

できる。期限を超えて理由を追加した又は証拠を補充した場合、国務院専利行政部門はこれを考慮しなくともよい。

第七十二条 国務院専利行政部門は専利権無効宣告請求書及び関連書類の副本を専利権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。

専利権者及び無効宣告請求人は、指定の期限内に国務院専利行政部門が発行した書類転送通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が満了になっても回答がなされなかった場合でも、国務院専利行政部門の審理には影響しない。

第七十三条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案専利の専利権者はその専利請求の範囲を補正することができるが、元の専利の保護範囲を拡大してはならない。国務院専利行政部門は、補正後の請求の範囲を基礎として専利権の有効維持を下す又は一部無効を宣告する決定を下した場合、補正後の請求の範囲を公告しなければならない。

発明又は実用新案専利の専利権者は、専利明細書及び添付図面を修正してはならない。意匠専利の専利権者は、図面、写真及び簡単な説明を修正してはならない。

第七十四条 国務院専利行政部門は、当事者の請求又は事件の内容上の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定をすることができる。

専利復審委員会国務院専利行政部門は、無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定をした場合、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日及び場所を告知しなければならない。当事者は、通知書に指定された期限内に回答しなければならない。

無効宣告請求人が国務院専利行政部門から発行された口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、しかも口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求が取り下げられたものとみなす。専利権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。

第七十五条 無効宣告請求の審理手続において、国務院専利行政部門が指定した期限を延長してはならない。

第七十六条 国務院専利行政部門が無効宣告請求について決定を下すまでは、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる。

国務院専利行政部門が決定を下すまでは、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる又はその無効宣告請求が取り下げられたとみなされた場合、無効宣告請求の審査手続は終了する。ただし、国務院専利行政部門は、既に行った審査によって専利権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合は、審査手続を終了しない。

第五章 専利権期限の補償

第七十七条 専利法第四十二条第二項の規定に基づき専利権期限補償の付与の請求を行う場合、専利権者は専利権付与の公告日から起算して3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出する。

第七十八条 専利法第四十二条第二項の規定に基づき専利権期限補償を与える場合、補償期限は、発明専利の権利付与過程における不合理な遅延の実際の遅延日数に従い計算する。

前項にいう発明専利の権利付与過程における不合理な遅延の実際の遅延日数とは、発明専利の出願日から起算して満4年且つ実体審査の請求日から起算して満3年の日から専利権付与の公

告日までの間の日数から、合理的な遅延の日数及び出願人に起因する不合理な遅延の日数を引いた日数を指す。

下記に挙げる状況が、合理的な遅延に該当する。

(一) 本細則第六十六条の規定に基づき専出願書類を補正した後に専利権が付与されたもので、復審手続に起因する遅延。

(二) 本細則第百三条、第百四条に規定する状況に起因する遅延。

(三) その他の合理的な状況に起因する遅延。

同一出願人が同日に同様の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願し、本細則第四十七条第四項の規定に基づき発明専利権を取得した場合、当該発明専利権の期限には専利法第四十二条第二項の規定を適用しない。

第七十九条 専利法第四十二条第二項に規定する出願人による不合理な遅延には、次のような状況が含まれる。

(一) 指定された期限内に国務院専利行政部門から出された通知に回答しなかった場合

(二) 繰延審査を申請した場合

(三) 本細則第四十五条に規定する状況に起因する遅延

(四) その他、出願人に起因する不合理な遅延。

第八十条 専利法第四十二条第三項にいう新薬に係る発明専利とは、規定に合致する新薬の製品専利、製造方法専利、医薬用途専利を指す。

第八十一条 専利法第四十二条第三項の規定に基づき新薬に係る発明専利権の期限補償の付与を請求する場合は、下記に挙げる要求に合致しなければならない。当該新薬が中国で販売許可を取得した日から起算して3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。

(一) 一つの新薬に同時に複数の専利がある場合、専利権者はそのうちの一つの専利についてしか専利期限補償を請求することができない。

(二) 一つの専利が同時に複数の新薬に係る場合、この専利について専利権期限補償を請求することができるのは一つの新薬に対してのみである。

(三) 当該専利が存続期間内にあり、且つ新薬に係る発明専利権の期限補償を取得していない。

第八十二条 専利法第四十二条第三項の規定に基づき専利権期限補償を与える場合、補償期限は、当該専利の出願日から当該新薬が中国で販売許可を取得するまでの間の日数から5年を引き、専利法第四十二条第三項の規定に合致することを基礎として確定する。

第八十三条 新薬に係る発明専利の専利権期限補償の期間内において、当該専利の保護範囲は、当該新薬及び新薬に許可された適応症に係る技術方案に限る。保護範囲内において、専利権者が有する権利及び負う義務は、専利権期限が補償される前のものと同じである。

第八十四条 国務院専利行政部門は、専利法第四十二条第二項、第三項の規定に基づき提出された専利権期限補償の請求について審査を行った後、補償の条件に合致すると考える場合、期限補償を与える決定を下し、登録及び公告をする。補償の条件に合致しない場合は、期限補償を与えない旨の決定を下し、請求を提出した専利権者に通知する。

第六章 専利実施の特別許諾

第八十五条 専利権者は、自由意志で専利に対する開放許諾の実施を宣言する場合、専利権付与が公告された後で申し出なければならない。

開放許諾声明において次のような事項が明記されなければならない。

- (一) 専利番号
- (二) 専利権者の氏名又は名称
- (三) 専利許諾実施料の支払方式、基準
- (四) 専利許諾の期限
- (五) その他の明確にすべき事項

開放許諾宣言の内容は正確、明晰なものでなければならず、商業的な宣伝用語が含まれてはならない。

第八十六条 専利権が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、専利権者はその実施についての開放許諾をしてはならない。

- (一) 専利権が独占又は排他的許諾の有効期間内にある場合
- (二) 本細則第百三条、第百四条に規定する中止の状況に該当する場合
- (三) 規定に従い年金を納付していない場合
- (四) 専利権に質権が設定されており、質権者の同意を得ていない場合
- (五) その他、専利権の有効的な実施を妨げる場合。

第八十七条 開放許諾を通じて専利実施許諾の合意がなされた場合、専利権者又は被許諾者は、許諾合意を証明できる書面書類により国務院専利行政部門に届け出なければならない。

第八十八条 専利権者は、虚偽の資料の提供、事実隠蔽等の手段によって開放許諾の宣言をしてはならない又は開放許諾の実施期間内に専利年金の減免を受けてはならない。

第八十九条 専利法第五十三条第(一)号にいうその専利を十分に実施していないとは、専利権者及びその被許諾者がその専利を実施する方法又は規模が専利製品又は専利方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。

専利法第五十五条にいう専利権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野の如何なる専利製品又は専利方法により直接に獲得した製品を指し、専利権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分および当該製品の使用に必要な診断用品を含む。

第九十条 強制実施許諾を請求する場合は、国務院専利行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関連証明書類を添付しなければならない。

国務院専利行政部門は、強制実施許諾請求書の副本を専利権者に送達しなければならない。専利権者は、国務院専利行政部門から指定された期限内に意見を陳述しなければならない。期限が満了になっても回答がなされなかった場合でも、国務院専利行政部門が決定を下すことに影響はしない。

国務院専利行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶する決定又は強制実施許諾を付与する決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人及び専利権者に通知しなければならない。

国務院専利行政部門が専利法第五十五条の規定に基づいて下した強制実施許諾の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時に合致しなければならない。

第九十一条 専利法第六十二条の規定に基づき、国務院専利行政部門に使用費の金額についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議で合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院専利行政部門は、請求書を受領した日から起算して3ヶ月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。

第七章 職務発明創造の発明者又は考案者に対する奨励と報酬

第九十二条 専利権が付与された機関は専利法第十五条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。専利権が付与された機関が、知的財産権によるインセンティブ付与を実施することを奨励し、株式、ストックオプション、ボーナス等の方式によって、イノベーションによる利益を発明者又は考案者に合理的に享受させる。

企業、事業団体が発明者又は考案者に与える奨励、報酬は国の関連財務、会計制度の規定に基づいて処理する。

第九十三条 専利権が付与された機関が、発明者又は考案者と専利法第十五条に規定する奨励の方式と金額について約定しておらず、法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、専利権付与の公告日から起算して3ヶ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明専利一件あたりの報奨は4,000元を下回ってはならず、実用新案専利又は意匠専利一件あたりの報奨は1,500元を下回ってはならない。

発明者又は考案者の意見が所属機関に採用されたことにより完成された発明創造については、専利権が付与された機関は、優遇して報奨を支給しなければならない。

第九十四条 専利権が付与された機関が、発明者又は考案者と専利法第十五条に規定する報酬の方式と金額について約定しておらず、また、法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の規定に従い、発明者又は考案者に合理的な報奨を支給しなければならない。

第八章 専利権の保護

第九十五条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務を管理する部門、及び専利の管理作業の量が多く、また、実質的な処理能力を有する地級市、自治州、盟、地区及び直轄市の区人民政府の専利業務を管理する部門は、専利紛争を処理及び調停することができる。

第九十六条 下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、専利法第七十条にいう全国的に重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に当たる。

- (一) 重大な公共利益に係る場合
- (二) 産業の発展に重大な影響を及ぼす場合

(三) 省、自治区、直轄市区域を跨る重大な事件

(四) 国務院専利行政部門が考える、重大な影響を及ぼすその他の状況。

専利権者又は利害関係人が国務院専利行政部門に専利侵害紛争の処理を請求しているが、関連事件が全国的に重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に該当しない場合、国務院専利行政部門は管轄権を有する地方の人民政府の専利業務を管理する部門を指定して処理させることができる。

第九十七条 当事者が専利権侵害紛争の処理又は専利紛争の調停を求める場合、被請求人の所在地又は権利侵害行為発生地 of 専利業務を管理する部門が管轄する。

二つ以上の専利業務を管理する部門が専利紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの専利業務を管理する部門に請求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する専利業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した専利業務を管理する部門が管轄する。

専利業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の専利業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の専利業務を管理する部門がない場合は、国務院専利行政部門が管轄を指定する。

第九十八条 専利侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ国務院専利行政部門に受理された場合、専利業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。

専利業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。

第九十九条 専利権者は専利法第十六条の規定に基づき、その専利製品又は同製品の包装上に専利標識を表示する場合、国務院専利行政部門が定めた方式に従って表示しなければならない。

専利標識が前項の規定に合致しない場合、県級以上の専利の法執行を担当する部門より改正を命じる。

第一百条 出願人又は専利権者が本細則第十一条、第八十八条の規定に違反した場合、県級以上の専利の法執行を担当する部門より警告を行い、10 万元以下の罰金を科すことができる。」

第一百一条 下記に挙げる行為は、専利法第六十八条に規定する専利詐称行為に該当する

(一) 専利権が付与されていない製品又はその包装上に専利標識を表記するか、専利権が無効と宣告された後又は終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に専利標識を表記するか、若しくは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の専利番号を表記する

(二) 第(一)号でいう製品の販売

(三) カタログ等の資料において、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計とし、専利出願を専利として、又は許可を得ずに他人の専利番号を使用することで、係わる技術又は設計を専利技術又は専利設計であると公衆に誤解させる。

(四) 専利証書、専利文書又は専利出願書類の偽造又は変造

(五) その他公衆を混同させ、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計であると誤認させる行為

専利権が終了する前に法に基づいて専利製品、専利方法により直接取得した製品又はその包装上に専利標識を表記し、専利権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、専利詐称行為に属しない。

専利詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、県級以上の専利の法執行を担当する部門より販売停止を命じる。

第二百二条 専利法第六十五条に規定する場合を除き、専利業務を管理する部門は当事者の請求に応じて、下記に挙げる専利紛争について調停を行うことができる。

(一) 専利出願権と専利権の帰属をめぐる紛争

(二) 発明者、考案者の資格をめぐる紛争

(三) 職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争

(四) 発明専利出願が公開後、専利権付与前に、発明を使用したが必要な費用の未払いで発生した紛争

(五) その他の専利紛争

前項第(四)号に挙げる紛争について、当事者が専利業務を管理する部門に調停を求める場合は、専利権が付与された後で申し出なければならない。

第二百三条 当事者は、専利出願権又は専利権の帰属で紛争が発生し、既に専利業務を管理する部門に調停を求め、又は人民法院に起訴している場合、国務院専利行政部門に関連手続の中止を請求することができる。

前項規定に基づき関連手続の中止を請求する場合、国務院専利行政部門に請求書を提出し、理由を説明し、専利業務を管理する部門又は人民法院による専利出願番号又は専利番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。国務院専利行政部門は、当事者の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、関連の処理を中止しなくてもよい。

専利業務を管理する部門が作成した調停書又は人民法院が作成した判決の効力が生じた後、当事者は、国務院専利行政部門で回復に関する手続を行わなければならない。中止の請求日から起算して1年以内に、関連する専利出願権又は専利権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連手続の中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求がなされなかった場合は、国務院専利行政部門は自ら関連手続を再開する。

第二百四条 人民法院が民事案件の審理において専利出願権又は専利権に対し保全措置を取る裁決を下した場合、国務院専利行政部門は専利出願番号又は専利番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される専利出願権又は専利権の関連手続を中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院専利行政部門は関連手続を自ら再開する。

第二百五条 国務院専利行政部門が本細則第二百三条及び第二百四条の規定に基づき関連手続を中止するとは、専利出願の初歩審査、実体審査、復審手続、専利権の付与手続と専利権の無効宣告手続の一時停止、専利権又は専利出願権の放棄、変更、移転手続、専利権の質権設定手続及び専利権期限満了前の終了手続等の一時停止等のことを指す。

第九章 専利の登記及び専利公報

第百六条 国務院専利行政部門は専利登記簿を用意し、専利出願及び専利権に関わる下記に挙げる事項を登記する。

- (一) 専利権の付与
- (二) 専利出願権、専利権の移転
- (三) 専利権の質権設定、保全及びその解除
- (四) 専利実施許諾契約の登記登録
- (五) 国防専利、機密保持専利の機密保持の解除
- (六) 専利権の無効宣告
- (七) 専利権の終了
- (八) 専利権の回復
- (九) 専利権期限の補償
- (十) 専利実施の開放許諾
- (十一) 専利実施の強制許諾
- (十二) 専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所の変更

第百七条 国務院専利行政部門は専利公報を定期的に出版し、下記に挙げる内容を公布又は公告する。

- (一) 発明専利出願の書誌事項及び要約書
- (二) 発明専利出願の実体審査請求と国務院専利行政部門が発明専利出願に対し自発的に実体審査を行うことの決定
- (三) 発明専利出願公開後の拒絶、取下げ、みなし取下げ、みなし放棄、回復及び移転
- (四) 専利権の付与及び専利権の書誌事項
- (五) 実用新案専利の要約書、意匠専利の図面又は写真一枚
- (六) 国防専利、機密保持専利の機密保持の解除
- (七) 専利権の無効宣告
- (八) 専利権の終了、回復
- (九) 専利権期限の補償
- (十) 専利権の移転
- (十一) 専利実施許諾契約の登記登録
- (十二) 専利権の質権設定、保全及びその解除
- (十三) 専利実施の開放許諾事項
- (十四) 専利実施の強制許諾の付与
- (十五) 専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所の変更
- (十六) 公告による文書の送達
- (十七) 国務院専利行政部門が行った訂正
- (十八) その他の関連事項

第百八条 国務院専利行政部門は専利公報、發明専利出願の単行本及び發明専利、實用新案専利、意匠専利の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。

第百九条 国務院専利行政部門は互恵の原則に基づき、他の国、地域の専利機関又は地域的な専利組織との専利文献の交換に責任を負う。

第十章 費用

第百十条 国務院専利行政部門で専利出願とその他の手続を行う際に、下記に挙げる費用を納付しなければならない。

- (一) 出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費
- (二) 發明専利出願実体審査費、復審費
- (三) 年金
- (四) 権利回復請求費、期限延長請求費
- (五) 書誌事項変更費用、専利権評価報告書の請求費、無効宣告請求費、専利文献副本の証明費。

前項に列挙された各費用の納付基準は、国務院發展改革部門、財政部門が国務院専利行政部門と共同でその職責に従い分担して定めるものとする。国務院財政部門、發展改革部門は、国務院専利行政部門と共同で、実際の状況に従い専利出願及びその他手続で納付すべき費用の種類及び基準について調整を行うことができる。

第百十一条 専利法及び本細則に規定する各種費用は、規定に厳格に従い納付しなければならない。

国務院専利行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。

専利費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より3年以内で、国務院専利行政部門に返還請求を提出することができ、国務院専利行政部門はそれを返還しなければならない。

第百十二条 出願人は、出願日から起算して2ヶ月以内又は受理通知書を受け取った日から起算して15日以内に、出願費、公布印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。

出願人が優先権を主張する場合、出願費の納付と同時に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、優先権が主張されなかったものとみなす。

第百十三条 当事者は、実体審査又は復審を請求する場合、専利法及び本細則に規定する関連期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求が提出なされなかったものとみなす。

第百十四条 出願人は、登録手続を行う際、専利権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、登録手続が行われなかったものとみなす。

第百十五条 専利権付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。専利権者が未納付又は納付不足の場合、国務院専利行政部門は年金納付期限の満了日から起算して6ヶ月以内に追納すると同時に滞納金を支払うよう専利権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、規定の納付期限を1ヶ月過ぎる毎に、その年の年金全額の5%を加算する基準で計算する。期限が満了になっても未納付の場合は、専利権は年金納付期限満了日をもって終了するものとする。

第百十六条 権利回復請求費は本細則に規定する関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求が提出されなかったものとみなす。

期限延長請求費は、それに応じた期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求が提出されなかったものとみなす。

書誌事項変更費、専利権評価報告書の請求費、無効宣告請求費は、請求提出日から起算して1ヶ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求が提出されなかったものとみなす。

第百十七条 出願人又は専利権者が、本細則に規定する各種費用を納付することが困難な場合、規定に基づき、国務院専利行政部門で減額の請求を提出することができる。減額の方法については、国務院財政部門と国務院発展改革部門国務院専利行政部門とが共同で定めるものとする。

第十一章 発明、実用新案の国際出願に関する特別規定

第百十八条 国務院専利行政部門は、専利法第十九条の規定に基づき、専利協力条約に基づく専利の国際出願の提出を受理する。

専利協力条約に基づいて提出しかつ中国を指定した専利の国際出願（以下「国際出願」と略称する）が国務院専利行政部門による処理の段階への移行（以下「中国国内移行」と略称する）に係わる条件と手続は本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。

第百十九条 専利協力条約に基づいて既に国際出願日が確定され、かつ中国を指定した国際出願は、国務院専利行政部門に提出された専利出願とみなされ、当該国際出願日は専利法第二十八条にいう出願日とみなされる。

第百二十条 国際出願の出願人は、専利協力条約第二条にいう優先権主張日（本章では「優先権主張日」と略称）から起算して30ヶ月以内に、国務院専利行政部門で中国国内移行手続をしなければならない。出願人が当該期限内に同手続を行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権主張日から起算して32ヶ月以内に中国国内移行手続を行うことができる。

第百二十一条 出願人は本細則第百二十条の規定に基づいて中国国内移行手続を行う場合、下記に挙げる要求に合致しなければならない。

(一) 中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい専利権の種類を明記する。

(二) 本細則第一百十条第一項に規定する出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第一百二十条に規定した期限延長費を納付する。

(三) 国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と専利請求の範囲の中国語訳を提出する。

(四) 中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容が世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称する）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。

(五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出する。図面と要約図がある場合、図面の副本を提出し、要約図を指定する。図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換える。

(六) 国際段階において既に国際事務局で出願人変更手続をした場合は、必要に応じて、変更後の出願人が出願権を有することの証明資料を提出する。

(七) 必要に応じて本細則第一百十条第一項に規定する出願付加費を納付する。

本条第一項第（一）号～第（三）号の要求に合致する場合、国务院専利行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称する）を明確にし、かつ出願人にその国際出願が既に中国国内に移行した旨を通知しなければならない。

国際出願が既に中国国内に移行したが、本条第一項第（四）号～第（七）号の要求に合致しない場合、国务院専利行政部門は指定期限内に補正するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正がなされなかった場合、その出願が取り下げられたものとみなす。

第二百二十二条 国際出願が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、その中国における効力は終了するものとする。

(一) 国際段階において、国際出願が取り下げられた又はみなし取下げとみなされたか、国際出願の中国指定が取り下げられた。

(二) 出願人が、優先権主張日から起算して 32 ヶ月以内に、本細則第一百二十条の規定に基づき中国国内移行手続を行わなかった。

(三) 出願人が中国国内移行手続を行っているが、優先権主張日から起算して 32 ヶ月の期限が満了になってもなお本細則第二百一十一条第（一）号～第（三）号の要求に合致しない。

前項第（一）号の規定に基づき、中国における国際出願の効力が終了した場合は、本細則第六条の規定を適用しない。前項第（二）号、第（三）号の規定に基づき、中国における国際出願の効力が終了した場合は、本細則第六条第二項の規定を適用しない。

第二百二十三条 国際段階において国際出願を補正し、出願人が、補正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日から起算して 2 ヶ月以内に補正部分の中国語訳を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳を提出しなかった場合は、出願人が国際段階においてなした補正について、国务院専利行政部門は考慮しない。

第二百二十四条 国際出願に係る発明創造が、専利法第二十四条第（二）号又は第（三）号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、国際出願を提出時に声明をしている場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日から起算して2ヶ月以内に本細則第三十三条第三項に規定する関連証明文書を提出しなければならない。説明しなかった又は期限が満了しても証明文書を提出しなかった場合、その出願には専利法第二十四条の規定を適用しないものとする。

第二百五十五条 出願人が、専利協力条約の規定に基づき生物学的材料サンプルの寄託について説明を行った場合、本細則第二十七条第（三）号の要求を満たしているものとみなされる。出願人は、中国国内移行声明において、生物学的材料サンプルの寄託事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記しなければならない。

出願人が、最初に提出した国際出願の明細書の中に生物学的材料サンプルの寄託事項について既に記載しているが、中国国内移行声明に明記しなかった場合、移行日から起算して4ヶ月以内に補正を行わなければならない。期限が満了になっても補正がなされなかった場合、当該生物学的資料についての寄託がなされなかったものとみなす。

出願人が、移行日から起算して4ヶ月以内に国務院専利行政部門に生物学的材料サンプルの寄託証明書と生存証明書を提出した場合、本細則第二十七条第（一）号に規定する期限内に提出したものとみなされる。

第二百二十六条 国際出願に係る発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行書面声明においてそれを説明し、かつ国務院専利行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

第二百二十七条 出願人が国際段階において既に一項又は複数項の優先権を主張しており、中国国内に移行する際に当該優先権主張が依然として有効である場合、既に専利法第三十条の規定に基づき書面声明を提出したものとみなされる。

出願人は、移行日から起算して2ヶ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、同優先権が主張されなかったものとみなす。

出願人は、国際段階において専利協力条約の規定に基づき既に先願書類の副本を提出している場合、中国国内移行手続を行う際に国務院専利行政部門に先願書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先願書類の副本を提出しなかった場合、国務院専利行政部門は必要に応じて、指定期限内で追加で提出するよう出願人に通知することができる。期限満了になっても出願人が提出しなかった場合、その優先権主張が提出されなかったものとみなす。

第二百二十八条 国際出願の出願日が、優先権期限満了の2ヶ月以内にあり、国際段階で受理官庁が優先権の回復を承認している場合は、本細則第三十六条の規定に従い優先権回復の請求を既に提出したものとみなす。国際段階で出願人が優先権の回復を請求しなかった、又は優先権回復の請求を提出したが受理官庁によって承認されなかった場合、出願人に正当な理由があれば、移行日から起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に優先権回復の請求をすることができる。

第二百二十九条 優先権主張日から30ヶ月の期限が満了する前に、国務院専利行政部門に国際出願の早期処理と審査を請求する場合、出願人は中国国内移行手続の他に、専利協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて請求を提出しなければならない。国際事務局がまだ国務院専利行政

部門に国際出願を転送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。

第三百十条 実用新案専利権の取得を求める国際出願について、出願人は移行日から起算して2ヶ月以内に自発的に専利出願書類を補正することができる。

発明専利権の取得を求める国際出願は、本細則第五十七条第一項の規定を適用するものとする。

第三百十一条 出願人は、提出した明細書、専利請求の範囲又は図面中文字の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、下記に挙げる規定の期限内で最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。

(一) 国務院専利行政部門が発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告に関する準備作業を完了する前

(二) 国務院専利行政部門が発行した発明専利出願が実体審査プロセスに入ったという通知書の受領日から起算して3ヶ月以内

出願人は訳文のミスを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ所定の訳文訂正費を納めなければならない。

出願人は国務院専利行政部門の通知書の要求に基づいて訳文を訂正する場合、指定期限内で本条第二項に規定する手続を行わなければならない。期限が満了になっても規定手続が行われなかった場合、同出願が取り下げられたものとみなす。

第三百十二条 発明専利権の取得を求める国際出願について、国務院専利行政部門は初歩審査を経て専利法と本細則の関連規定に合致していると認めた場合、専利公報上で公布し、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公布する。

発明専利権の取得を求める国際出願は、国際事務局が中国語で国際公開を行った場合、国際公開日又は国務院専利行政部門が公開した日から専利法第十三条の規定を適用する。国際事務局により中国語以外の言語で国際公開を行った場合、国務院専利行政部門による公開の日から専利法第十三条の規定を適用する。

国際出願において、専利法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一項に規定する公布を指す。

第三百十三条 国際出願に二以上の発明又は実用新案が含まれる場合、出願人は移行日より、本細則第四十八条第一項の規定に基づき分割出願を提出することができる。

国際段階において、国際調査機関又は国際予備審査機関は国際出願が専利協力条約に規定する単一性の要件に合致していないと認めた時、出願人が規定通りに付加費を納付しなかったことによって、国際出願の一部が国際調査を受けず又は国際予備審査を経ず、中国国内に移行する際に、出願人が前述する部分を審査の基礎とするよう要求し、国務院専利行政部門は国際調査機関又は国際予備審査機関の発明の単一性についての判断が正しいものであると認めた場合、指定期限内に単一性回復費を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、国際出願において調査を受けていない、又は国際予備審査を経していない部分を取り下げられたものとみなす。

第三百十四条 国際出願が、国際段階において関連の国際機関に国際出願日の付与を拒絶され、又はみなし取下げと宣告された場合、出願人は通知を受領した日から起算して2ヶ月以内

に、国際出願保存書類の中の如何なる書類の副本を国務院専利行政部門へ転送するよう国際事務局に請求し、かつ同期限内に国務院専利行政部門で本細則第二百二十条に規定する手続をとることができる。国務院専利行政部門は国際事務局から転送された書類を受領した後、国際機関が行った決定が正しいか否かについて再審査しなければならない。

第三百三十五条 国際出願に基づいて付与された専利権において、訳文の誤りによって、専利法第六十四条の規定に基づいて確定した保護範囲が国際出願の原文が示す範囲を超えた場合、原文によって制限された後の保護範囲に準じる。保護範囲が国際出願の原文が示す範囲より狭くなった場合は、権利付与時の保護範囲に準じる。

第十二章 意匠国際出願に関する特別規定

第三百三十六条 国務院専利行政部門は、専利法第十九条第二項、第三項の規定に従い、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定（1999年版）（以下「ハーグ協定」と略称する）に基づき意匠国際登録出願を処理する。

国務院専利行政部門が、ハーグ協定に基づき提出され、かつ中国を指定した意匠の国際登録出願（以下、意匠国際出願と略称）を処理する際の条件及び手続は、本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。

第三百三十七条 ハーグ協定に基づき国際登録日が決定し、かつ中国を指定した意匠国際出願は、国務院専利行政部門に対し提出された意匠専利出願とみなされ、この国際登録日は専利法第二十八条にいう出願日とみなされる。

第三百三十八条 国際事務局が意匠国際出願を公開した後、国務院専利行政部門は意匠国際出願に対する審査を行い、かつ審査結果を国際事務局に通知する。

第三百三十九条 国際事務局が公開した意匠国際出願に一又は複数の優先権が含まれる場合は、既に専利法第三十条の規定に従って書面声明を提出したとみなされる。

意匠国際出願の出願人が優先権を要求する場合は、意匠国際出願の公開日から起算して3ヶ月以内に先願書類の副本を提出しなければならない。

第三百四十条 意匠国際出願に係る意匠に、専利法第二十四条第（二）号又は第（三）号に列挙される状況が存在する場合は、意匠を国際出願した際の声明を提出するとともに、意匠国際出願の公開日から起算して2ヶ月以内に本細則第三十三条第三項に規定される関連の証明書類を提出しなければならない。

第三百四十一条 一つの意匠国際出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は意匠国際出願の公開日から起算して2ヶ月以内に、国務院専利行政部門に対し分割出願を提出し、費用を納付することができる。

第三百四十二条 国際事務局が公開する意匠国際出願に意匠要点を含む明細書が含まれる場合は、既に本細則第三十一条の規定に従って簡単な説明を提出したものとみなされる。

第三百四十三条 国務院専利行政部門の審査において、意匠国際出願に拒絶理由が発見されなかった場合、国務院専利行政部門は保護を与える旨の決定を行い、国際事務局に通知する。

国務院専利行政部門は保護を与える旨の決定を行った後、これを公告する。この意匠専利権は公告日から発生する。

第四百四十四条 既に国際事務局で権利変更手続を行った場合、出願人は国務院専利行政部門に対し関連する証明資料を提供しなければならない。

第十三章 附 則

第四百四十五条 国務院専利行政部門の同意を得れば、如何なる者も既に公開又は公告された専利出願書類及び専利登記簿を閲覧又は複製することができ、さらに国務院専利行政部門に専利登記簿の副本の発行を請求することができる。

みなし取下げ、拒絶又は自発的に取下げられた専利出願の書類は、当該専利出願が失効した日より満2年以降は保管しない。

既に放棄され、全部無効と宣告され、又は消滅した専利権の書類は、当該専利権が失効した日より満3年以降は保管しない。

第四百四十六条 国務院専利行政部門に出願書類を提出し又は各種手続を取る場合は、出願人、専利権者、その他の利害関係人又は其の代表者が署名又は捺印するものとする。専利代理機関に委任した場合は、専利代理機関が捺印する。

発明者の氏名、専利出願人と専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所、専利代理機関の名称、住所及び専利弁理士の氏名を変更する場合は、必要に応じて変更理由の証明資料を提出して、国務院専利行政部門で書誌事項の変更手続を取らなければならない。

第四百四十七条 国務院専利行政部門に出願又は専利権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用するものとし、小包を使用してはならない。

初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院専利行政部門に各種書類を提出する時及び各種手続を取る時は、出願番号又は専利番号、発明創造の名称及び出願人又は専利権者の氏名又は名称を明記しなければならない。

一通の書状には同一出願の書類だけが入るものとする。

第四百四十八条 国務院専利行政部門は専利法及び本細則に基づいて専利審査基準を作成する。

第四百四十九条 本細則は2001年7月1日から施行する。1992年12月12日に国務院が修正を同意し、1992年12月21日に中国専利局が公布した『中華人民共和国専利法実施細則』は同時に廃止する。

出所：国務院ウェブサイト

https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

